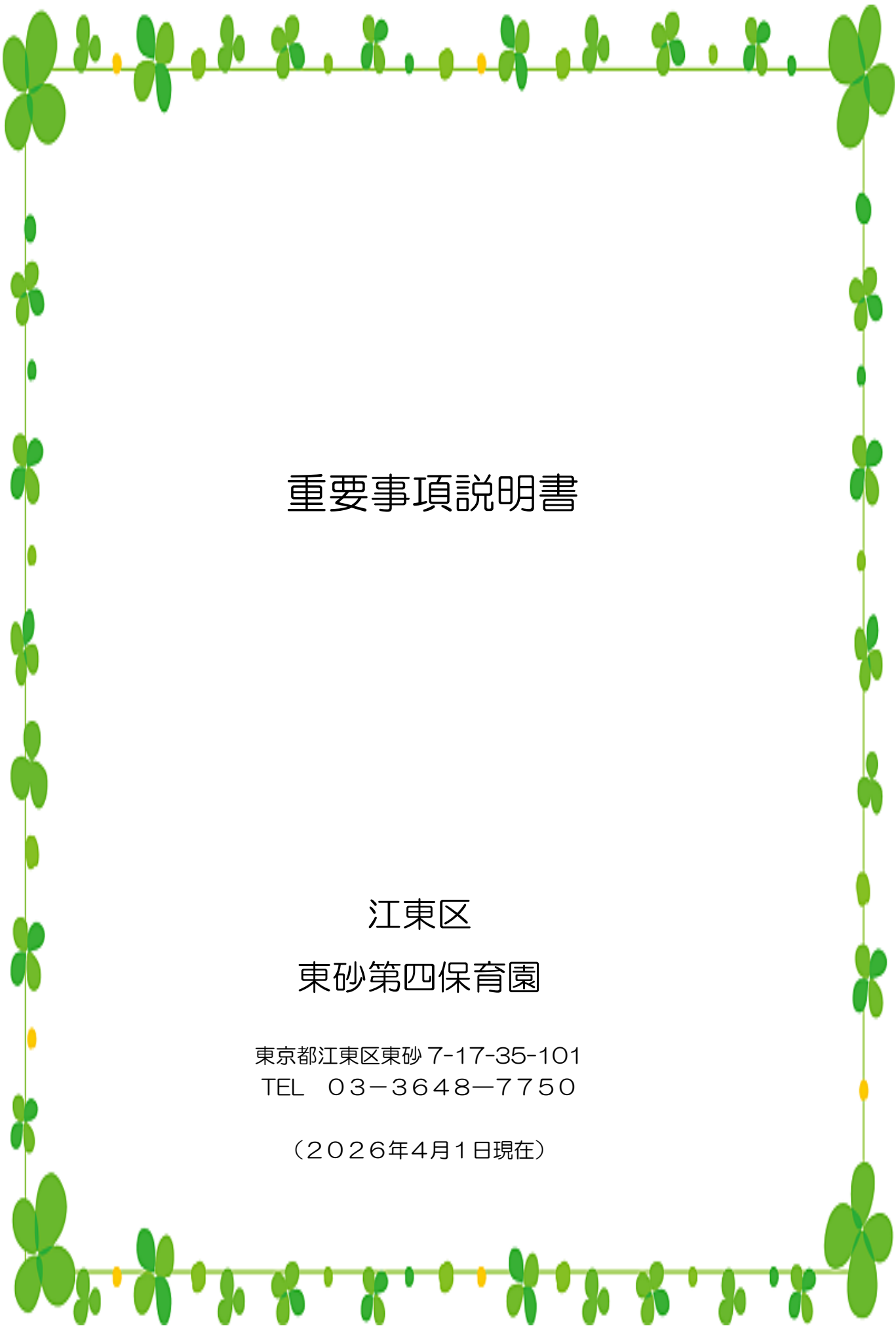




重要事項説明書

江東区 東砂第四保育園

東京都江東区東砂 7-17-35-101
TEL 03-3648-7750

(2026年4月1日現在)

本書は、保育の提供の開始に当たり、東砂第四保育園の保育サービスにおける重要事項説明書です。なお、この重要事項説明書と同意書は、在籍中有効とさせていただきます。同意書のコピーをお渡ししますのでこの重要事項説明書と共にご家庭で保管してください。重要事項説明書の内容については、年度で変更などある場合は別紙にてお知らせいたします。

重要事項説明

目次

1 施設の目的及び運営の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1-1 施設の目的	
1-2 事業者について	
1-3 保育園の理念・方針・目標	
1-4 保育の特色	
1-5 保育園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1-6 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 提供する保育の内容	
2-1 保育計画	
2-2 主な保育プログラム	
2-3 1日のプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2-4 お散歩のコース	
2-5 年間行事（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2-6 保健衛生	
2-7 保育園と家庭との連絡について・・・・・・・・	11
2-8 ご用意していただくもの・・・・・・・・	12
3 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ・・・・・・・・	13
3-1 保育時間・休園日等	
4 保育料その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ・・・・・・・・	14
4-1 保育に要する諸費用と納入方法	
1. 通常保育料について	
2. 延長保育料について	
3. 保育短時間利用者の延長保育料について	
4. 実費をご負担いただくもの	
5 保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項	
5-1 利用に当たっての注意事項	
6 緊急時等における対応方法・非常災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6-1 保育園の安全対策・危機管理	
1. 保育園での安全を守るために	
6-2 非常災害対策	
6-3 災害時及び警戒宣言発令時・・・・・・・・	16
1. 警戒宣言発令時の保育	
2. 園児のお引渡し方法	
3. 地震災害後の保育園事業の継続について	
4. 緊急連絡先	

重要事項説明

7 人権尊重

- 7-1 人権尊重
- 7-2 プライバシー保護
- 7-3 虐待の防止のための措置に関する事項

8 その他、保育施設の運営に関する重要事項

- 8-1 入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類など
- 8-2 保育園をお休みする時または登降園の時間が遅れる時・・・17
- 8-3 保育園での感染症対応
- 8-4 保育園での薬の取り扱い・・・18
- 8-5 保育園での健康管理
 - 1. 入園後の健康診断等・・・19
 - 2. 感染予防
 - 3. 乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策・・・20
 - 4. 保育中に具合が悪くなった時
 - 5. 園でけがをした時
 - 6. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入について・・・21
 - 7. 慢性疾患・アレルギー疾患の対応
 - 8. 手足の爪について
 - 9. 虫除け対策について
 - 10. プール、水遊びについて・・・22
 - 11. 事故防止・安全対策
 - 12. 衛生管理
- 13. 健康支援についての指導と連携・・・23
- 8-6 給食・おやつ
 - 1. 栄養給与目標
 - 2. 献立内容
 - 3. 献立表について
 - 4. 除去食について
 - 5. 延長捕食について・・・24
- 8-7 ご利用に際し留意していただきたいこと
 - 1. 緊急時の連絡先について
 - 2. 送迎について
 - （１）自転車でお越しの際のお願い （２）ベビーカーでお越しの際のお願い
 - （３）お車でお越しの際のお願い
 - 3. 持ち物、身の回りの物の管理について
 - 4. 眼鏡等の取り扱いについて
- 8-8 個人情報の取り扱い・・・25
- 8-9 ご意見・ご要望の対応窓口の設置・・・26

重要事項説明

1 施設の目的及び運営の方針

1-1 施設の目的

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、乳幼児を心身共に健やかに育成するための保育事業を行います。

1-2 事業者について

事業者の名称	江東区
代表者氏名	江東区長 大久保 朋果
所在地	江東区東陽4-11-28
電話番号	03-3647-9111（代表）

1-3 保育園の理念・方針・目標

保 育 理 念	(公立保育園統一理念) ・こどもの人権や主体性を尊重し、自己肯定感を持てる子に育てます ・保護者に寄り添い、子育てを支援します ・地域社会と信頼関係を築き、子育ての輪を広げ、共に歩みます
保 育 方 針	・こどもの人権を守り、主体性を尊重し、一人ひとりのこどもの発達を育んでいきます ・家庭と協力し合い、健康的な生活習慣が身につくよう援助していきます ・地域社会との連携を図り、楽しく安心して子育てができるよう貢献していきます
保 育 目 標	1. 丈夫な体 ・あそびを中心とした生活の中で、体幹・四肢を鍛え運動能力を高める ・望ましい生活習慣を身につけ、健康で、丈夫な体づくりをする ・様々な食育活動を経験し、自ら健康な体をつくる力を養う 2. 豊かな心 ・こどもの長所や主体性を認め、自己肯定感を育む ・こどもの発想を大切にし、そ・う・ぞ・う力を育む (イマジネーションとクリエイティブ) ・人との温かい関わりを通しておもいやりの心を育む

1-4 保育の特色

体 育	楽しみながら運動あそびに取り組み、バランスのとれた心と身体を育てます 1) 運動あそびが好きな子を育てます 2) 体力・運動能力の向上を図ります。 3) 意欲的に何度も挑戦する気持ちを大切にします。 4) 異年齢で様々な運動あそびに取り組み、 憧れの心・思いやりの心・協調性・発想力・想像力・創造力を養います
-----	---

重要事項説明

1-5 保育園の概要

名 称	コウトウク ヒガシスナダイヨン ホイクエン 江 東 区 東 砂 第 四 保 育 園
所 在 地	〒136-0074 江東区東砂7-17-35-101
認 可 年 月 日	1978年5月1日
電 話 番 号	03-3648-7750
施 設 長 氏 名	中野 深雪
沿 革	1978年5月 開園 1996年 園舎改修工事 完了 1997年 園庭改修工事 完了 2008年 耐震検査実施 問題なし 2013年3月 園庭補修工事 完了 2017年4月 延長保育、スポット延長保育実施
入 所 定 員	92名 1歳児（りす組）14名／2歳児（うさぎ組）18名 3歳児（ぱんだ組）20名／4歳児（きりん組）20名／5歳児（ぞう組）20名
職 員 数	・施設長 1名 ・副園長 1名 ・保育士 13名 ・再任用保育士 1名 ・嘱託医 1名 ・嘱託歯科医 1名 ・会計年度任用職員（栄養士・保育士など）配置
取扱う保育事業の 種類	延長保育、スポット延長保育、緊急一時保育、障害児保育 子育て支援地域事業「マイ保育園ひろば」、赤ちゃんの駅
給食調理委託	（株）メフォスに委託し、自園で調理しています
用務委託	（株）リンレイサービスに委託し用務業務を行っています（2名）
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的の実施し、サービス内容の向上に努めています
江東区一般検査実施	保育施設の維持・向上を目的に、江東区検査実施要綱に基づいて、年1回保育政策課による一般検査を受審しています
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に1回受審し、その結果を情報公開しています（2024年度受審）
ICTシステムの 導入	（株）ユニファのルクミーを導入しています。（登降園打刻システム、連絡帳、おたより（災害時等の緊急連絡を含む）、ドキュメンテーション、園児メモリー、アンケート、午睡チェック、写真等）
職員の研修実施状況	内部・外部研修に定期的に参加し、保育の質の向上及び職員のスキルアップに努めています
嘱 託 医	設置しています
嘱託歯科医	設置しています

重要事項説明

1-6 施設の概要

敷 地	敷地面積	1684.77㎡
	延床面積	615.31㎡
建 物	鉄筋コンクリート造	
施 設 の 内 容	乳児室・ほふく室	1室 面積： 47.20㎡
	保育室・遊戯室	5室 面積： 249.12㎡
	調理室	1室 面積： 25.42㎡
	調乳室	1室 面積： 3.49㎡
	医務室	1室 面積 10.06㎡
	事務室	1室 面積 20.09㎡
	トイレ（園児用）	2室 面積 42.92㎡
	その他	面積 217.01㎡
主な設備の種類	プール、冷暖房、消防設備、非常通報装置（学校110番）、電気錠、防犯カメラ、AED	
安 全 保 障	独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に加入	
そ の 他	屋外戯技場	548.27 ㎡

2 提供する保育の内容

2-1 保育計画

保育所保育指針、全体の計画に基づき、年齢別年間指導計画、月間保育計画、週間保育計画を基に日々の保育を展開していきます。

2-2 主な保育プログラム

項 目	内 容
体 育	1～5歳児までの継続した体育プログラムに沿って、楽しみながら運動あそびに取り組んでいます。 ＊『げんきっこタイム』（毎朝） 全園児で体操を行い、心身ともに気持ちの良い一日の始まりにしています。 ＊『ほっぷ！すてっぷ！じゃんぷ！』（月1回） 【～運動神経がよくなる36の動き～幼児期運動指針（文部科学省）】を取り入れながら遊具や用具を組み合わせ、全園児が体育活動に取り組み、体幹や四肢を鍛えています。 ＊『なわとび』 なわとびの年齢別カリキュラムを基に、なわとび活動を行い、日々の積み重ねの中で達成感を味わい、挑戦する気持ちを育てています。 ＊『戸外活動』 広い園庭や近隣の公園で、たくさん身体を動かし、運動が好きになるよう取り組んでいます。

基本的な生活習慣 ～できたを大切に～	自分でしようとする気持ちを大切にしながら食事、着脱、排泄、睡眠等の生活習慣が身につけられるように、保育士が一人ひとりに合わせた援助を行い、就学までにたくさんの【できた】を積み重ねていきます。
食育 ～食べるの大好き～	季節の食材を使ったメニュー、野菜の栽培、下ごしらえのお手伝い等の経験や、『からだ☆パワーアップ』では食べ物の働きを知らせていく中で、食べることの大切さや意欲を育てていきます。食べることが大好きな子どもたちに育てていきます。
自分に自信を持つ ～心に響く～	嬉しいこと、楽しいこと、悲しいことなど、保育士が子どもと共感することで、自分の周りの人への信頼の気持ち、自分も自信を持ってやろうとする意欲を育てていきます。
あたたかい言葉かけ ～思いやりの心～	人と関わる大切さを日々の中で保育士が知らせ、「おはよう」「こんにちわ」などその場にあった挨拶や、「ありがとう」「ごめんね」などの相手を思いやる言葉が自然に出てくるような心を育てていきます。
そうそう力 ～つくりだす喜び～	様々な素材や用具を使って 経験したことの再現や、イメージしたものを作ることを楽しみながら、そうそう力を育てていきます。
東砂第四保育園 保育スタンダード	子どもたちが生きる力（主体性と自己肯定感）を身にけるため、保育所保育指針の【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】を基に、小学校教育への学び・育ちの接続を考慮した【就学前教育スタンダード】を参考としながら、『江東区公立保育園保育スタンダード』及び保育の特色を踏まえ計画、実施しています。

重要事項説明

2-3 1日のプログラム

時 間	1・2 歳児クラス	3・4・5 歳児クラス
7:30～	順次登園・視診 室内あそび	順次登園・視診 園庭あそび又は室内あそび
9:15	げんきっこタイム（体育プログラム） おやつ（牛乳）	げんきっこタイム（体育プログラム）
9:45	課題保育＜体育・制作・音楽等＞ 戸外あそび＜園庭あそび・散歩等＞	課題保育 ＜体育・制作・音楽等＞ 戸外あそび＜園庭あそび・散歩等＞
11:30	食事（給食）	食事（給食）
12:00	昼寝	昼寝（休息）
13:00		
14:30	めざめ	めざめ
15:00	おやつ 園庭あそび又は室内あそび 順次降園	おやつ 園庭あそび又は室内あそび 順次降園
～18:30		
18:31	延長保育 スポット延長保育	延長保育 スポット延長保育
～19:30	順次降園	順次降園

※1日のプログラムはこどもたちの成長に伴い時間等が変更になります。

※食事・午睡の時間はクラスごとに異なります。

2-4 お散歩のコース

散歩先はクラスにより散歩コースは異なります。

砂町公園、舟入川公園、東砂一丁目公園、東砂三丁目第二公園、東砂五丁目児童公園、東砂六丁目公園、東砂八丁目公園、金森公園、新砂めぐみ公園、南砂五丁目公園、荒川土手

城東公園、亀高公園、仙台堀川公園等、目的、季節やこどもの発達状況に合わせて散歩に行きます。

※ 玄関の“お散歩マップ”をご参照ください。

重要事項説明

2-5 年間行事（予定）

月	保護者参加の行事	園児参加の行事
4月 5月 6月	入園を祝う日（新入园児） 保護者会 保育参観（保育参加） 個人面談	進級を祝う日・入園を祝う日 こどもの日のつどい（3～5歳児） 園外保育（5歳児） 春の健康診断・歯科健診 視力測定（5歳児） プール開き
7月 8月		七夕なつまつり プール閉い
9月	園児引渡し訓練	
10月 11月	運動会 保育参観（保育参加） 個人面談	運動会 秋の健康診断・歯科健診 視力測定（4,5歳児） 収穫祭（焼き芋会） 園外保育（4歳児）
12月		クリスマス会
1月	保護者会（5歳児）	新年こども会 視力測定（3歳児）
2月	保護者会（1～4歳児）	節分（豆まき）
3月	就学を祝う会（5歳児）	ひなまつり（お茶会） ありがとう散歩（1・2歳児） ありがとうの日 園外保育（3～5歳児） おわかれ会

- * 誕生会（お子様の誕生日に各クラスでお祝いをします）
- * 身体測定（毎月中旬頃）
- * 避難訓練（毎月）・防犯訓練
- * 体育プログラム『ほっぷ！すてっぷ！じゃんぷ！』（毎月）
- * 食育プログラム『からだ☆パワーアップ』（毎月）
- * 異年齢保育『スイミーの日』（毎月）
- * 保育参観（保育参加）、個人面談等は実施月に関わらず、随時行っています
- * 幼児クラスは弁当を持って園外保育に行きます

2-6 保健衛生

園舎消毒	年2回（春・秋）*業者による消毒
寝具消毒	年5回程度 布団乾燥 *必要に応じて布団丸洗い
床清掃	毎月1回 *業者による清掃
その他	換気扇清掃、ガラス清掃、蛍光灯清掃、カーテンクリーニング*業者による清掃

重要事項説明

2-7 保育園と家庭との連絡について

	項 目	内 容
保護者会等	保護者会	前期後期の年2回開催します。保育目標、クラス保育の様子、成長の様子、行事等についてお知らせします。また、保護者の方のご意見もいただく場とします。
	保育参観・保育参加	前期後期の年2回開催します。保育園でのお子様の様子をご覧いただいたり、一緒に遊んでいただく場とします。(実施月に関わらず、随時行っています)
	個人面談	保育参観時に行います。お子様の健やかな成長を相互に確認し合う場とします。
保育計画	個別年間保育目標 『おおきくな〜れ』	大切なお子様をご家庭と保育園で共に育てていくために、保護者の方との面談の中で、一年間の個別年間目標を決め、シートを作成します。 年度の途中や終わりには、掲げた目標について到達状況や大切にしていきたいこと等を双方で共有しあい、次期への保育につなげます。
	各クラス 保育カリキュラム・週案	各クラスの掲示板や玄関ホールのファイルでお知らせします。
連絡帳 (ルクミー)等	連絡帳 1〜2歳児クラス	お子様の保育園や家庭での状況を相互連絡しあうためにルクミーの連絡帳機能を活用します。毎日ご確認ください。お子様の生活リズムを24時間サイクルで捉え、家庭と保育園で連携してお子様を育ていきましょう。ご家庭からは朝の体温・食事・睡眠・排泄・体調・ご家庭での様子などを入力していただき、保育園からも入力します。
	連絡帳 3〜5歳児クラス	お子様の生活リズムを24時間サイクルで捉え、保育園とご家庭での健康状況を相互連絡しあうためにルクミーの連絡帳機能を活用します。毎日ご確認ください。ご家庭からは、朝の体温・食事・睡眠・排泄・体調を入力していただき、保育園からは体調不良などがあればお伝えします。
おたより・お知らせ	年間行事予定表	4月中旬頃に発行します。保護者の方の参加行事もありますので日程を必ずご確認ください。ご家族で日程等の共有をお願いいたします。
	園だより	毎月1日に発行します。1ヶ月の行事予定、クラス目標、お知らせ、クラスの様子等が掲載されていますので必ず目をお通しください。
	クラスだより	年数回発行します。クラスの様子・連絡事項・お知らせ等を掲載します。
	保健だより	毎月1日発行します。乳幼児の健康に関する内容を掲載します。
	献立	次月分を月末に発行します。行事食や特別メニューもあります。
	給食だより	年数回発行します。こどもの食に関する内容を掲載します。
掲示板等	各クラス掲示板	クラスからの連絡事項等を掲示しますので毎日ご確認ください。
	スケッチブック	クラスの様子や行事、特色活動等を掲示します。
	全体掲示板 (玄関ホール)	様々なお知らせ・情報を掲示しますので毎日ご確認ください。 (園目標・感染症発生情報・危険情報・食育に関すること・食育レシピ等)

※ルクミーにて配信された連絡等につきましては「確認しました」のボタンを押してください。

重要事項説明

2-8 ご用意していただくもの

お子様の私物として通常、保育園に保管して使用します。一部、保育園でお配りするもの、季節的に使用するもの、家に持ち帰り、また持ってくるもの等が含まれています。

☆ 毎日の生活に必要で、個々に用意、管理していただくもの

	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
通園バック (リュックサック)			○	○	○	おこさんの扱いやすいシンプルな物
水筒			○	○	○	こども用の直飲みタイプの物(衛生面を考慮しストロー付きはお避け下さい)
荷物入れ	○	○	○	○	○	衣類・布団カバーが入る大きさの物
着替え	3 組	3 組	2 組	2 組	2 組	シャツ、ズボン、肌着、靴下
おむつ	○※	○※	△※	△※	△※	1日の必要量(個々に応じて) ※おむつのサブスク利用可
お尻拭き	1 袋※	1 袋※	△※	△※	△※	個人用カゴに常備 ※おむつのサブスク利用可
ビニール袋	1 箱	1 箱	1 箱	1 箱	1 箱	25×35 cmマチつき 50 枚入り位の物 個人用ロッカーに常備
洗濯物を入れる袋	1 枚	1 枚	1 枚	1 枚	1 枚	エコバッグ(洗濯可の物)、レジ袋等
布団カバー(各 1 枚)	毛布敷	毛布敷	毛布	毛布	毛布	園より貸与します(毛布と掛け布団はカバー共有) 毎週末に持ち帰り洗濯し、週明けにお持ち下さい
布団ネーム布	2 枚	2 枚	1 枚	1 枚	1 枚	園よりお渡しします
昼寝用バスタオル(掛)	1 枚※	1 枚※	1 枚※	1 枚※	1 枚※	※夏季のみ使用のため、後日お知らせし 毎週末に持ち帰り洗濯し、週明けにお持ち下さい
外遊び用運動靴	1 足※	1 足※	1 足※	1 足※	1 足※	毎週末に持ち帰り洗濯し、週明けにお持ち下さい ※外靴の持ち帰り用袋をお持ち下さい
上履き		1 足※	1 足	1 足	1 足	毎週末に持ち帰り洗濯し、週明けにお持ち下さい ※使用する時にクラスからお知らせします
外あそび用上着	○※	○※	○※	○※	○※	※冬季のみ使用のため、後日お知らせします 毎週末に持ち帰り洗濯し、週明けにお持ち下さい
水あそび用持ち物	○※	○※	○※	○※	○※	※夏季のみ使用のため、後日お知らせします
個人使用の保育教材	○※	○※	○※	○※	○※	※必要な時にクラスからお知らせします
ハンカチ、ティッシュ					○※	※使用する時にクラスからお知らせします

★ご不明の点などありましたら職員までお申し出ください。

★個々に管理していただく物は必ず名前を書いて下さい。

★△は、ご使用になる方のみです。

重要事項説明

3 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

3-1 保育時間・休園日等

開 園 日	月曜日から土曜日まで	
開 園 時 間	午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで	
延 長 保 育	(月極め) 午後 6 時 3 1 分から午後 7 時 3 0 分まで *別途、要申請	
保 育 標 準 時 間	午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで (開園時間中<延長保育時間除く>最大 1 1 時間の中で、必要となる保育時間)	
保 育 短 時 間	午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで (開園時間中<延長保育時間除く>最大 8 時間の中で、必要となる保育時間) (午前 9 時～午後 5 時) を超えた時間はスポット延長保育の対象となります。	
スポット 延長保育時間	(保育短時間) 午前 9 時～午後 5 時を超えた時間を超えた時間 (保育標準時間) 午後 6 時 3 1 分から午後 7 時 3 0 分まで *事前、当日、要申請	
休 園 日	(1) 休日 日曜日・国民の祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始 (2) その他の休園日 ①大規模地震の警戒宣言発令時より同宣言が解除されるまで。 ②自然災害時等で江東区より休園の方針が示されたとき ③重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合。	
項 目	内 容	申請書類
保育時間 (平日・土曜日)	・支給認定証に基づき、保護者の方の勤務時間と通勤時間をもとに決定します。 ・土曜日は原則として保護者の方が仕事の時にお預かりします。 ・育休中は原則 9 時から 1 7 時でお預かりします。	・緊急連絡票
延長保育 (20 名まで)	・通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、利用できます。 ・申し込みをされても、定員等の関係で利用できないことがあります。 ・延長保育の利用は 1 歳児クラス以上です。 ・次年度に新規に希望する場合は入園募集時におし申込みください。	・延長保育利用申込書 ・就労証明書(父母ともに) ※園長と面接をさせていただきます。
スポット延長保育	・利用日は月曜日から金曜日です。 ・定員の関係で利用できない場合があります。 ・延長保育の空きがある場合は事前申請ができます。空きがない場合は当日申請のみとなります。 ・スポット延長保育の利用は 1 歳児クラス以上です。	・事前申請の場合…事前申込書 ・当日申請の場合 7:30～8:45 は当日申込書 8:45～17:00 は口頭(当日申込書) または電話*詳しくは「スポット延長保育のご案内」をお読みください。

4 保育料その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

4-1 保育に要する諸費用と納入方法

(1) 延長保育料について

月極延長保育をご利用の方へ請求します。

(2) 保育短時間利用者の延長保育料について

保育短時間（午前9時～午後5時）を超えた時間はスポット延長保育料を請求します。

(3) 実費をご負担いただくもの

- ・スポット延長保育料 *別途納付書においてお支払いただきます。（15分100円）

5 保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項

5-1 利用に当たっての注意事項

1. 利用に当たっての注意事項

(1) 入園は江東区と保護者の契約となります。

(2) 入園にあたっては、保育の必要性の認定（2・3号認定）を受け、支給認定証が交付されます。

(3) 入園後、保護者の状況等に変更があった場合は必ず保育園と保育支援課保育サービス係にご連絡いただき、必要書類を保育支援課保育サービス係に提出してください。

支給認定証の変更が必要な場合、既に交付されている支給認定証を添えて、変更の申請をしてください。

① 就労変更にかかわること

- ・転職したとき
- ・勤務形態が変わったとき
- ・同一会社で部署の異動があったとき（入園係への手続きは必要ありません）
- ・離職したとき

② 出産（産前産後休暇・育児休業 等）にかかわること

③ 世帯変更（姓が変更になったとき等）にかかわること

④ 住所変更を行ったとき（江東区内で引っ越しをする場合は保育支援課保育サービス係の手続きは必要ありません）

※変更があった場合は、保育時間と緊急時の連絡等を確認させていただきます。

各種届出用紙は江東区のホームページからもダウンロードできますが、保育園にもあります。

書類は園にご持参くだされば、園から保育課保育支援課保育サービス係に送付することもできます。

*詳細は江東区のホームページ・江東区保育園等入園のしおりをご覧ください。

6 緊急時等における対応方法・非常災害対策

6-1 保育園の安全対策・危機管理

1. 保育園での安全を守るために

- ・玄関は、常にオートロックで施錠しています。
開錠する4桁の暗証番号はプリントにてお知らせしますので適切な管理をお願いします。
(暗証番号は安全管理上、1年間ごとに変更します。)
開錠は必ず緊急連絡票に記入した主な送迎者の方が行うようにお願いします。
不審者の侵入やお子様の抜け出し防止のため、お子様に番号を教えたり、開錠操作をさせないでください。
- ・登降園の際には事故防止のため、必ずお子様と一緒に出入りされるようお願いいたします。
- ・扉は最後まで確実に閉まるのをご確認ください。
- * 保育園では「保育園安全計画」「江東区立保育園における業務継続計画」を作成し、安全対策及び危機管理を行っています。

6-2 非常災害対策

- ・防火・防災管理者(園長)を置き、火災、地震等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月1回の訓練を実施致します。
- ・管理権限者(園長)を置き、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的として『社会福祉施設等避難確保計画』の下、研修及び情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を年に2回以上実施します。年間を通じて、火災・地震・洪水・津波・不審者対応・救命救急対応・通報訓練を行っています。区と連携して情報伝達、共有訓練及び災害用伝言板を使用した訓練も行っています。
- ・9月には大規模地震を想定した「園児引渡し訓練」を実施します。
- ・地震発生時は、基本的に園舎内にいます。
- ・津波が想定される場合は、都立東高校に避難します。
- ・やむを得ず園外に避難する場合は、玄関に掲示し、ルクミーでもお知らせします。
(避難先では園旗が目印です)
- ・災害に備えて園児の防災頭巾を常備し、非常食(3日分)の備蓄をしています。
(備蓄品) スーパー保存水・アルファ米炊出しセット・缶入りパン・保存用ようかん・保存用塩せんべい
乾パン・クラッカー・氷砂糖・乾燥おかゆパック・非常用トイレ等
- ・園舎の火災発生の場合は、近隣の公立保育園や近隣施設に避難する場合があります。
- ・災害時等の園児の状況はルクミーにてお知らせします。
 - * 年数回のテスト配信をします。
 - * 感染拡大時や運動会等の当日会場変更の場合などルクミーでお知らせします。
 - * 江東区の防災無線により震度4を観測した場合は、園の状況をルクミーでお知らせします。

重要事項説明

消防計画作成（変更）届け出	城東消防署 防火・防災管理者 氏名 中野 深雪
社会福祉施設等避難確保計画 作成（変更）・届出	江東区長 管理権限者 氏名 中野 深雪
避難訓練	消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練を実施 社会福祉施設等避難確保計画に基づく避難訓練を実施
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯＊各種設備は法定の点検を確実に実施します。
避難場所	第1 避難場所 保育園園庭 第2 避難場所 都立東高等学校 広域避難場所・避難所 東京都指定広域避難場所 新砂三丁目地区 ◆園舎が火災等で生活できない場合 南砂第一保育園 城東保育園 ◆津波・水害の場合 都立東高等学校

6-3 災害時及び警戒宣言発令時

1. 警戒宣言発令時の保育

- （１）保育開始前に発令があった場合・・・・・・臨時休園
- （２）保育開始後に発令があった場合・・・・・・保育中止

2. 園児のお引渡し方法

地震災害時における園児引取り調査票に登録された方にお子様を引き渡します

3. 地震災害後の保育園事業の継続について

こども未来部発災時初動対応手順について、保育園事業の継続について検討及び対応を行います。

4. 緊急連絡先 東砂第四保育園 03（3648）7750

7 人権尊重

7-1 人権尊重

- ・児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。
- ・こどもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないよう保育を実施いたします。

7-2 プライバシー保護

- ・こどもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。

7-3 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・児童虐待防止法に基づき、こどもに虐待の疑いがある場合、保育園は関係機関への通告義務が課せられています。

8 その他、保育施設の運営に関する重要事項

8-1 入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類など

- （１）「重要事項説明書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
- （２）「重要事項確認・同意書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・園に提出

重要事項説明

- (3) 児童票・健康記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・園に提出
(児童票・健康状況・既往歴・予防接種の記録)
 - (4) 緊急連絡票・・・・・・・・・・・・・・・・・・園に提出
 - (5) 保育所におけるアレルギー疾患に対する配慮・管理希望調査・・・・・・・・園に提出
 - (6) 保育所生活管理指導表(園のアレルギー疾患への配慮を希望する方のみ)
主治医が記入したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・園に提出
 - (7) 地震災害時における園児引取り調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・園に提出
 - (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入同意書・・・・・・・・園に提出
 - (9) スポット延長保育のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
 - (10) ルクミーに関するお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
 - (11) オートロックによる施錠管理方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
 - (12) 保育園で特に注意したい感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
 - (13) 感染症治癒後の再登園の際における治癒証明書(意見書)提出のお願い・・・・・・・・家庭で保管
 - (14) 保育園における薬の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
 - (15) 園内での感染予防のためのご協力をお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
 - (16) 「保育所児童保育要録」の小学校への送付について(5歳児クラスのみ)・・・・・・・・家庭で保管
- * こどもの育ちをつなげるために平成21年度より小学校への送付が義務付けられています。

8-2 保育園をお休みする時または登降園の時間が遅れる時

1. 園をお休みすることが事前に分かっている時は、早めにお知らせください。
 2. 当日の欠席連絡、または登園が遅れる時は、朝8時45分～9時15分の間にルクミー、または電話で保育園にお知らせください。保育中は、担当保育士が電話に直接出られないことがありますので予めご了承ください。
- また、欠席・登園が遅れるなどの連絡がない場合は保育園から連絡をする場合があります。
3. 登降園時間・送迎者が何らかの事情で、変更がある場合は事前にご連絡ください。
 4. 登園時間によっては給食が提供できませんので予めご了承ください。
(衛生上、作ってから提供までの時間に制約があるため)

* 厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基本としています。

8-3 保育園での感染症対応

感染症と診断された場合は学校保健安全法に基づき、お休みしていただく場合があります。病気の種類によっては多くの子どもたちに感染します。お子様や同居のご家族に感染症が疑われる場合は必ず医師の診察を受け、その結果をお知らせください。乳幼児期にかかりやすい感染症の症状・感染期間などは、『保育園で特に注意したい感染症』を参考にしてください。治癒後、登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ねください。なお、送り迎えのご家族が、医師の治癒証明書(意見書)の必要な感染症にかかっている場合は、玄関での対応になりますのでインターホンで声をかけてください。

* 以下の感染症は治癒後、医師の治癒証明書(意見書)が必要ですので保育園に提出をお願いします。

インフルエンザ、麻疹(はしか)、風しん、水痘(みずぼうそう)、带状疱疹しん、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎(はやり目)、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症、結核、新型コロナウイルス感染症

重要事項説明

【医師の治癒証明書（意見書）の目的】

お子様の症状が回復し、集団生活に支障がないという主治医の判断を保育園として確認する必要があるため提出を求めるものです。保育園においては乳幼児だけではなく妊婦の方も多く出入りがあるため、特に感染拡大予防に注意を払う必要があります。

【医師の治癒証明書（意見書）について】

医師に「意見書」を記入してもらい保護者が保育園に提出してください。区のホームページからダウンロードできますが、保育園にも常備しています。

【文書料について】

こちらの「意見書」を使用していただいた場合は、江東区医師会のご協力により、無料となる医療機関があります。詳細は、各医療機関にお問い合わせください。

8-4 保育園での薬の取り扱い

保育園に登園することもは、ほとんど集団生活に支障がない状態にあり、通常業務として薬を扱うことはありません。ただし、医師の指示により保育時間内に必要な薬は保護者に代わって与薬を行います。別紙『保育園における薬の取り扱いについて』をよくお読みになり、手順に従ってお持ちください。なお、坐薬、慢性疾患の与薬については医師の指示書に従うと共に、相互の連携が必要となります。

＊薬の持参については

- ①医師による「調剤情報提供書」のコピーと保護者による「与薬連絡票」を添付してください。
- ②薬の袋や容器に名前を記入し、1回分を持参してください。
- ③必ず職員に直接お渡しください。

＊とびひや外傷で、ガーゼなどで覆って登園する場合、替えのガーゼ、絆創膏などを持参していただく場合があります。

8-5 保育園での健康管理

登園前に必ずお子様の体温や健康状態等の確認をお願いします。いつもと違う様子や自宅で内服している時、シールタイプの薬剤（気管支拡張剤テープ、虫刺され治療薬テープ等）を貼って登園する時等は職員にお知らせください。（汗などではがれないよう、テープの上からサージカルテープや絆創膏で覆い名前を記入して下さい。）

こどもは感染症による発熱、下痢、嘔吐、咳、発しん等の症状により不快感や不安感を抱きやすいので、お子様に安心感を与えるように適切に対応します。厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」「子ども病気～症状に合わせた対応～」の＜保育中の対応について＞を参考にしています。

保護者への連絡が望ましい場合

＜発しん＞ ＊発しんの状況から感染症の可能性を念頭におき対応します。

- 発熱とともに発しんがある場合
- 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合
- 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合
- かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合
- 発しんが時間とともに増えた場合

＜発熱＞

○38℃以上の発熱があり

- ・元気がなく機嫌が悪いとき
- ・咳で眠れず目覚めるとき
- ・排尿回数がいつもより減っているとき
- ・食欲がなく水分が摂れないとき

＊熱性けいれんの既往児が37.5℃以上の発熱があるときは医師の指示に従う。

＊発熱時の体温は、あくまでもめやすであり、個々の平熱に応じて、個別に判断します。

重要事項説明

<嘔吐>

- 複数回の嘔吐があり、水を飲んでも吐くとき
- 元気がなく機嫌、顔色が悪いとき
- 吐き気がとまらないとき
- 腹痛を伴う嘔吐があるとき
- 下痢を伴う嘔吐があるとき

<下痢>

- 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき
- 腹痛を伴う下痢があるとき
- 水様便が複数回みられるとき

<咳>

- 咳があり眠れないとき
- ゼイゼイ音、ヒューヒュー音があるとき
- 少し動いただけでも咳が出るとき
- 咳とともに嘔吐が数回あるとき

体調が良くない時は無理をせず早目に休養し、病後は十分に回復してから登園するようにしましょう。
 お子様の保育園での状況やご家庭での状況を相互連絡しあうために全園児、ルクミーの連絡帳を活用します。
 毎日ご確認ください。前日や当日に体調の変化が見られる時は、登園時に直接職員までお知らせください。
連絡帳は毎朝 9 時までに入力をお願いします。

1. 入園後の健康診断等

保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。

	対象	時期	担当者	結果お知らせ
健康診断	全園児	春・秋	嘱託医	園児メモリー
歯科健診	全園児	春・秋	嘱託歯科医	園児メモリー
身長・体重測定	全園児	毎月	保育士	園児メモリー
胸囲測定	1 歳 3 ヶ月まで	4 月・10 月	保育士	園児メモリー
頭位測定	1 歳 6 ヶ月まで	4 月・10 月	保育士	園児メモリー
視力測定	3・4・5 歳児	個別対応	保育士	測定結果により受診をお勧めする場合は口頭で伝えます

* 接種可能な予防接種は、入園前の標準的な接種期間に接種することをお勧めしています。

また、入園後に接種した予防接種の種類、かかった感染症の状況把握に努めています。

* 予防接種後に登園する時は、保育園に行くことを医師に伝えてください。

<予防接種を受けた後の一般的注意事項>としては、「予防接種を受けたあと 30 分間は、接種会場でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう」とされています。

「予防接種とこどもの健康」予防接種ガイドライン等検討委員会発行、より

2. 感染予防

・保育園は集団の場であり、大勢のお子様の健康を守るための健康管理を行っています。感染症予防対策として、予防接種を勧奨し、接種状況、かかった感染症の種類をお尋ねします。情報は職員間で共有させていただきます。また、公益財団法人日本学校保健会が運営する「学校等欠席者・感染症情報システム」に、

重要事項説明

江東区保育政策課として加入し、感染症発生の情報を、江東区医師会、保育政策課、保健所と共有しています。感染症の発生予防のための措置として、手洗いを重視しています。登園時の手洗いにご協力をお願いします。咳エチケットの対応が必要な場合にマスクの持参をお願いすることがあります。

- ・園内、区内の感染症の状況については適時に情報提供します。

- ・便・嘔吐物・血液等で汚れた衣服は感染症拡大防止のため洗わずにそのままビニール袋に入れてお返ししますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

- ＊詳しくは「園内での感染予防のためのご協力のお願い」をお読みください。

- ＊新規感染症発生時の対応については、厚生労働省の指示に従い、随時別紙にてお知らせします。

3. 乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往症もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。育児習慣等に留意することで、SIDSの発症リスクの低減が期待されています。うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDSの発症率が高いと報告されています。うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、お子様の顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。保育園の1～2歳児クラスでは日常、敷きバスタオルを使用せず、布団の周囲には危険なものを置かない等、気をつけています。うつぶせ寝を避け「睡眠時チェック表」を使い、呼吸の観察等を行っています。

4. 保育中に具合が悪くなった時

保育中に発熱、嘔吐、下痢等でお子様の具合が悪くなった時は保護者の方に連絡し、対応を相談して適切な処置を行います。症状によってはお迎えをお願いします。保護者の方と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先した対応をいたします。あらかじめご了承ください。水痘やインフルエンザ等の感染症を疑う場合は、保育場所を別にする等の他のお子様への感染防止も配慮します。

5. 園でけがをした時

①軽いけがは保育園で処置します。お迎えの時に状況や処置内容をお伝えしますので、ご家庭で経過観察をお願いします。（市販の絆創膏にかぶれる場合は事前にお知らせください。ご家庭から持参していただきます。）

②けがの状態により医師の処置が必要と判断した場合は、保護者に連絡の上、保護者もしくは保育園で医療機関を受診します。医師からの説明を聞いていただくため、状況によっては病院に来ていただく場合があります。

- ※受診後にマイナ保険証、資格確認書、医療証等を医療機関におもちください。

- ※保育中におけるけがの治療費用については「災害共済給付制度」があります。

- ＊乳幼児は発達過程の中で自我が芽生え、自己主張も強まる時期があり、言葉での表現が難しいことから、こども同士のかかわりの中で、かみついたりひっかき等のトラブルを生じることがあります。保育園ではトラブルを未然に防ぐように日々努めますが、止めきれないこともあります。また、活動中に自分で転んだり、何かにぶつかったりすることもあり、擦り傷や打撲等小さなけがをすることもあります。自分の力を試しながら、人とかかわり方や身を守る術を体験的に学んでいくことをご理解ください。

- ＊こども同士のトラブルでけがが起きてしまった時は、双方のご家庭に状況を説明し、お子様の名前を伝えさせていただいています。相手のお子様の名前を知った上で、お会いした時に謝罪したいという保護者の方からのご意見や、これから共に過ごしていくこどもたちや保護者の方同士がわだかまりなく良い関

重要事項説明

係をつくっていただきたいということもあり、このような対応をとらせていただいています。ご理解いただけますようお願いいたします。

6. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入について

「災害共済給付制度」は、保育園の管理下（保育園での保育中及び登降園時）で、園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度です。

＊掛金は全額江東区が負担します。

詳しくは、『独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ』をお読みください。

7. 慢性疾患・アレルギー疾患の対応

お子様がアレルギー疾患により特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は職員にお申し出ください。「保育所生活管理指導表」に基づき対応します。慢性疾患において、主治医により保育園の生活が可能とされている場合、健康な日常を過ごすための対応については、保護者との連携により対応します。

8. 手足の爪について

こどもの爪は薄いため割れやすく、また皮膚も薄いので傷がつきやすいです。そのため、1週間に1回は爪を切るようにしてください。登園時、爪が伸びている時には保護者の方にその場で切っていただくよう声をかけさせていただきます。また、日中の保育において安全を守るために必要があれば、職員が切らせていただくこともあります。

＊爪が伸びたままになっていると以下のような問題もあります。

- ・細菌やウイルスがたまりやすく不潔になります。
- ・アトピー性皮膚炎・湿疹・乾燥肌・虫刺され・とびひなどの皮膚のトラブルの際、さらに悪化してしまうことがあります。
- ・友だちとぶつかりあったり、物の取り合いで引っ掻いたりすると、こどもの爪で傷になることがあります。目に当たった場合には眼球に傷がつくことがあります。

9. 虫除け対策について

保育園では次のような対策をしています。

（１）発生防止

- ① 毎朝、園庭及び園舎の周りを見回り、清掃する。
- ② 園庭や園舎外の草むしりや、樹木を剪定し、風通し、日当たりを良くする。
- ③ 蚊の発生源となる水たまりを少なくするようにします。
〔園庭のタイヤ、シート、砂場の遊具、植木鉢の受け皿、園庭の側溝等〕
- ④ 水がたまる排水溝などにはボウフラよけの薬を使用します。

（２）虫刺され防止

- ① 網戸を使用し蚊の侵入を防ぐ。
- ② 園舎内では、家庭用殺虫剤（電気式置型等）、園舎外では、蚊取り線香等の使用。
- ③ 配慮が必要な場合には、外に出る際、長袖長ズボンを着用し肌の露出を抑える。

重要事項説明

保育園の虫除け剤を塗布するという対応は行っておりません。使用については登園前にご家庭でお願いいたします。

また虫除けシールや虫除けリングは、誤飲等思わぬトラブルにつながる恐れがありますので、ご遠慮くださるようお願いいたします。

10. プール、水遊びについて

保育園では、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報と、各園に設置した熱中症計の数値を目安にプールや水遊びを実施します。

プール遊び、水遊びは保護者の方の許可が必要です。毎朝、検温し健康状況を観察してください。

＊次のような症状がある時はプールに入れません。

- ・熱があるとき
- ・下痢や腹痛のとき
- ・皮膚の状態が悪いとき。（とびひや傷が化膿しているとき）
- ・目、耳、鼻の病気にかかっているとき
- ・流行性の病気にかかっているとき

※水いぼがある時、シールタイプの薬剤（気管支拡張剤テープ等）を貼っている時にはかかりつけ医に相談しましょう。

※慢性疾患をお持ちのお子様は、かかりつけ医にプールが可能か事前にご確認ください。

（アトピー性皮膚炎・中耳炎・心疾患、その他）

※咳、鼻水等かぜ症状で内服しているときは、主治医にプールが可能か事前にご確認ください。

- ・プールあそび、水あそびを安全かつ衛生的に行うために、石鹸でお尻を洗い流水で洗い流してから入ります。職員は手袋を使用し、手袋を石鹸で洗い流してから次の子のお尻を洗います。
- ・絆創膏（湿潤療法用を含む）・シールタイプの薬剤（気管支拡張剤・虫刺され治療薬等）は水の中で剥がれやすく、お子様が誤飲をする可能性があります。そのため、テープ類を貼ったままでの入水は行っておりません。ご理解とご協力をお願いします。

11. 事故防止・安全対策

- ・「安全チェックリスト」を用いて、園内外の環境整備及び点検を行っています。
- ・こどもの年齢（発達）による事故の危険を理解し、その防止に努力しています。
- ・誤飲予防のために、玩具・遊具の点検をしています。
- ・保育園にAEDを設置しています。心肺蘇生及びAEDの使い方の研修を実施しています。

12. 衛生管理

- ・園舎内外の環境整備と衛生について、定期的に点検を行っています。
- ・食中毒および感染症の予防のために、調理室、おむつ交換台、汚れたおむつ入れ、トイレなどは安全管理のもと消毒液を用い清掃を行います。適宜、ペーパータオル、使い捨て手袋を使い、必要に応じて安全に留意し消毒液を用いています。
- ・乳児がなめる可能性のあるおもちゃは、共有しないように数を揃えたり、水洗いをしています。
- ・小動物・昆虫類の飼育、土中の虫探し、落葉拾いなど自然との触れ合いについては、衛生面に注意して行います。なお、アレルギーについては医師が記入した「保育所生活管理指導表」に基づき配慮いたします。
- ・集団給食施設届出を保健所へ届出済みです。水質検査を毎朝実施しています。

重要事項説明

- ・職員は全員、毎月、細菌検査を行っています。

13. 健康支援についての指導と連携

- ・お子様の健康支援については、担任保育士だけではなく、嘱託医、近隣の区立保育園看護師と連携して行います。
- ・衛生管理については、保育政策課、保健所、江東区医師会、公立保育園看護師会と連携し進めています。

8-6 給食・おやつ

1. 栄養給与目標

食事は、一日に摂りたい栄養量の約半分を目安にしています。目標量は4月と9月の子どもたちの体格を考慮して算出しています。（1～2歳児 50%、3～5歳児 40%）

2. 献立内容

- ・保育政策課栄養士が栄養やカロリーのバランスを考慮して献立を作成し、栄養豊かな愛情のこもった温かい給食を保育園で調理しています。
- ・日常食、行事食を通し、季節感を大切にし、伝統的な食事など、豊かな食文化を伝えます。
- ・調理や盛り付けを工夫し、楽しい雰囲気でご食べられるように配慮しながら望ましい食生活が身につくようにしていきます。
- ・遠足などの場合、ご家庭からお弁当を持参していただくことがあります。
- ・給食の提供は幼児食となります。＊離乳食の提供は行っておりません。

3. 献立表について

- ・献立表は前月末にお渡しします。
- ・給食（3歳児クラスの量）、おやつの見本を玄関ホールに展示します。
＊夏季は衛生上、ルクミーの連絡帳にてお知らせすることがあります。

4. 除去食について

（食物アレルギー児の対応）

- ・食物アレルギーと診断され、特定の食物を除去する必要があると診断された場合、医師が記入した「保育所生活管理指導表」に基づき除去食対応を行います。詳細は、厚生労働省『保育所におけるアレルギーガイドライン』、『江東区保育所におけるアレルギー疾患対応マニュアル』に基づいて行います。
- ・月1回、アレルギー対応献立表の内容をご確認いただきます。
- ・アレルギーの種類が多い場合やアレルギーとなる食材を除いて調理することが困難な場合等は、お弁当の持参となります。
- ・アレルギー対応解除の場合は所定の用紙にご記入の上、ご提出ください。
- ・年度末には保護者の方と面談のうえ、食物アレルギー対応の確認を行います。

（宗教上の対応）

- ・基本的に除去での対応になります。
- ・食事制限については面談の上、決定させていただきます。ご希望にそえないことがありますがお相談ください。食材を除いて調理することが困難な場合等は、お弁当の持参となります。

（慢性疾患においての対応）

- ・食事の対応が必要な場合は医師の指示に基づき対応を行います。対応が多種にわたり、調理することが

重要事項説明

困難な場合等はお弁当の持参となります。

5. 延長補食について

- ・延長保育、スポット延長保育のお子様には午後 6 時 30 分頃に補食を提供します。補食は夕食を勘案し軽めのおやつ程度です。

8-7 ご利用に際し留意していただきたいこと

1. 緊急時の連絡先について

緊急に連絡を必要とする場合（病気、怪我など）がありますので、通常の連絡先にいない日には必ず連絡方法をお知らせ下さい。

2. 送迎について

- ・送迎をする方は、防犯上必ず緊急連絡票の主な送迎者に記入されている方にお願いします。代理の方が送迎される場合は必ず事前にお知らせください。連絡がなくお迎えにいらした場合、お身内の方でも確認が取れるまではお引渡しできませんのでご了承ください。
- ・送迎時には、タブレット等で打刻し必ず職員に声をかけてください。
- ・廊下を走ったりすると、思わぬ事故になります。送迎時にはお子様から目を離さないようお願いいたします。
- ・お子様たちだけでの保育園前住宅通路の通行・砂町公園横道路の横断は大変危険です。必ず保護者の方と一緒に通行するようお願いいたします。
- ・入室前に 3 歳児クラス前のトイレで手洗いをしてから保育室にお入りください。

(1) お車で越しの際のお願い

駐車スペースがありません。送迎の際の駐車は、近隣の方のご迷惑にならないようご注意ください。

(2) 自転車でお越しの際のお願い

玄関の階段両脇にある保護者用駐輪場に並べて止めてください。（住宅の方のバイクや自転車の出し入れ、通行の妨げにならないようご配慮をお願いします）保育園前住宅通路は、安全のために混雑時は自転車を降りて通行してください。

(3) ベビーカーでお越しの際のお願い

ベビーカー置き場は保護者用駐輪場奥にあります。雨に濡れた場合や故障・盗難の責任は負いかねますのでご了承ください。登園後の保管を必要とする場合は事前にご相談下さい。

3. 持ち物、身の回りの物の管理について

- ・持ち物の紛失を防ぐため、すべてのものに記名をお願いします。
- ・紛失した場合、保育園では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・落し物が届いた際は全保護者に周知し、2 週間保管後持ち主が現れない場合は処分させていただきます。
- ・玩具の持参はご遠慮ください。
- ・食べ物の持参はご遠慮ください。アレルギー対応が必要なお子様もいますのでご配慮をお願いします。
- ・ひもやフードの付いた衣服、飾りつきの髪留めゴムやヘアピンなどは、思わぬ事故を招きますのでご遠慮ください。
- ・お子様の足にあったサイズの靴をご用意ください。サンダル等は危険ですのご遠慮ください。

4. 眼鏡等の取り扱いについて

- ・医師の指示により保育園で必要な対応については、ご家庭と保育園で協力して行っていくしますので必要事項を「連絡票」に記入してください。不慮の事故等で万が一持参品が破損した場合、保育園では責任を負

重要事項説明

えませんのでご了承ください。持参品が変更になる時には新たに「連絡票」の記載をお願いします。

8-8 個人情報の取り扱い

1. 個人情報保護について

当園では個人情報の保護に関する法律を遵守し、その保護に努め、細心の注意をはらいながら運営しています

個人情報保護方針

当園は、個人情報利用にあたり、その目的を明らかにして、個人情報の保護に関する法律、区の情報セキュリティポリシーその他の関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の具体的な取り扱いについて

1、収集・利用の目的

園児ならびに保護者の個人情報の収集に際しては、あらかじめ利用目的、利用の範囲を明示し、保護者の同意を得た情報を収集します。

収集した個人情報は、保育サービスの提供等を適切かつ円滑に行うことを目的に、以下の業務に利用します。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 入園に関する業務 | (2) 保護者との連絡に関する業務 |
| (3) 園児の保育に関する業務 | (4) 園児の記録管理に関する業務 |
| (5) 園児の健康状態把握に関する業務 | (6) 就学に関する業務 |

2、個人情報の管理について

個人情報の含まれる提出書類（児童票など）は、原則として持ち出しを禁止し、園内で厳正かつ適切に保管および処分します。また、収集した個人情報については漏えいがないよう適切な処置をとるとともに、個人情報の利用保有する必要がなくなった場合は、区の規定に従って速やかに廃棄処分します。

3、第三者への提供の制限

利用目的以外の目的のために、個人情報の保護に関する法律第69条に規定されている以下の場合を除いて、保護者の同意を得ずに第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (2) 法令に基づくとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

4、職員の責務について

個人情報保護方針を全職員に周知し、情報管理の徹底を図ります。

また退職後についても同様の取り扱いをします。

5、個人情報についての問い合わせ及び開示について

園児及び保護者自身の情報についてのお問い合わせや開示につきましては、園長まで直接お問い合わせください。個人情報の保護に関する法律並びに江東区個人情報保護制度及び情報公開制度の規定に基づいて対応させていただきます。

重要事項説明

2. ホームページ等への写真掲載について

当園では写真撮影をし、クラスだより等で園内に掲示や、ホームページへの掲載をしております。そのため、保護者の方に事前に同意をいただいております。また、これらを外部提供する場合には、その都度お知らせし、確認を取らせていただいております。なお、同意がない場合は写真の掲載はいたしません。

＊保護者の皆様へお願い

保育園行事などの際、個人で撮影したビデオや写真などは責任をもって管理し、外部への提供やインターネット（ブログや動画サイトなど）に投稿される場合は、映っている人や場所が特定されない。または本人に許可を取るなど十分にご配慮ください。

8-9 ご意見・ご要望の対応窓口の設置

保護者からのご意見や苦情に的確に対応するため副園長を苦情受付担当者、園長を苦情解決責任者としております。皆様からのご意見や苦情は、保育の向上のための糧として園長会や保育政策課が解決に努力してまいります。円滑に解決できない場合に中立公正な立場から相談や助言を行い、適切に解決するための第三者委員会を設置しています。なお、保育園に関するご意見や苦情等については、保育園において責任をもって対応してまいりますので、ご遠慮なく申し出ください。

玄関の靴箱の上（タイムレコーダー側）に設置してあるご意見箱『みなさんの声』でも受けつけております。

（1）相談・苦情担当

＜相談窓口＞相談・苦情受付担当者	氏名 熊谷 明美 （副園長） 電話 03-3648-7750
＜相談窓口＞相談・苦情解決担当者	氏名 中野 深雪 （施設長） 電話 03-3648-7750
＜第三者委員会＞第三者委員 5 名	設置しています

（2）当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当課名	江東区 保育支援課 保育相談窓口 所在地 江東区東陽4-11-28 電 話 03-3647-8464
----------	--